三　重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第三号（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。第三条第四項において同じ。）に掲げる事項を記載している場合には、重要文化財（建造物であるものを除く。以下この号、第三条第四項、第四条第三項、第五条第一項及び第五項並びに第六条第五号において同じ。）の所有者と寄託先美術館（租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）第七十条の六の七第二項第五号に規定する寄託先美術館をいう。以下同じ。）の設置者との間で締結された当該重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する契約書の写し

四　その他参考となるべき書類、図面又は写真

（添付書類等の記載事項等の変更）

第二条　前条第二項の書類、図面若しくは写真に記載し、又は表示した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、文化庁長官にその旨を届け出なければならない。

（重要文化財保存活用計画の記載事項）

第三条　法第五十三条の二第二項第四号（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一　重要文化財保存活用計画の名称

二　重要文化財の員数

三　重要文化財の指定年月日及び指定書の記号番号

四　重要文化財の所有者の氏名又は名称及び住所

五　管理責任者がある場合は、その氏名又は名称及び住所

六　申請者が管理団体であるときは、その名称及び事務所の所在地

七　その他参考となるべき事項

2　重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第一号に掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　現状変更等を必要とする理由

二　現状変更等の内容及び実施の方法

三　現状変更等のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに現状変更等の終了後復すべき所在の場所及びその時期

四　現状変更等の着手及び終了の予定時期

3　重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第二号に掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　修理を必要とする理由

二　修理の内容及び方法

三　修理のために所在の場所を変更するときは、変更後の所在の場所並びに修理の終了後復すべき所在の場所及びその時期

四　修理の着手及び終了の予定時期

4　重要文化財保存活用計画に法第五十三条の二第三項第三号に掲げる事項を記載する場合には、次に掲げる事項を記載するものとする。

一　重要文化財の公開及び保管の計画に関する事項

二　重要文化財の公開を目的とする寄託契約の契約期間

三　重要文化財の公開を目的とする寄託契約を締結した寄託先美術館の設置者の氏名又は名称並びに当該寄託先美術館の名称及び所在地

（重要文化財保存活用計画の認定の基準）

第四条　法第五十三条の二第四項第四号（法第五十三条の三第二項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。次項及び第三項において同じ。）及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　現状変更等の内容及び実施の方法が明らかであること。

二　重要文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと。

三　重要文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。

2　法第五十三条の二第四項第五号（法第五十三条の三第二項及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　修理の内容及び方法が明らかであること。

二　重要文化財の滅失又は毀損のおそれがないこと。

三　重要文化財の価値を著しく減じるおそれがないこと（前号に掲げるものを除く。）。

3　法第五十三条の二第四項第六号（法第五十三条の三第二項及び第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める基準は、次のとおりとする。

一　寄託契約において、寄託先美術館の設置者が寄託先美術館において寄託を受けた重要文化財を適切に公開する旨の定めがあること。

二　寄託契約が五年以上の期間にわたって有効であること。

三　寄託契約において、重要文化財の所有者が解約の申入れ（租税特別措置法第七十条の六の七第三項第七号に定める登録を取り消された場合若しくは抹消された場合又は事由が生じた場合において、所有者が行うものを除く。第十二条第二項第三号において同じ。）をすることができない旨の定めがあること。

（重要文化財の価格の評価）

第五条　文化庁長官は、認定重要文化財保存活用計画（法第五十三条の二第四項の認定（法第五十三条の三第一項の変更の認定を含む。）を受けた重要文化財保存活用計画をいう。第三項において同じ。）に記載された重要文化財について相続又は遺贈（贈与者の死亡により効力を生ずる贈与を含む。以下この項及び第十三条第一項において同じ。）があった場合において、当該相続又は遺贈により当該重要文化財を取得した個人から申請があったときは、当該重要文化財の価格の評価を行うことができる。

2　前項の申請は、同項の相続の開始の日の翌日から八月を経過する日までに別記様式第二号による価格評価申請書を文化庁長官に提出して行うものとする。

3　前項の価格評価申請書には、当該申請に係る重要文化財保存活用計画の認定に係る通知の写し及び当該認定重要文化財保存活用計画の写しを添えるものとする。

4　文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、前項に規定するもののほか、必要と認める書類の提出を求めることができる。

5　文化庁長官は、第一項の申請をした個人に対し、当該申請に係る重要文化財の価格の評価の結果を、別記様式第三号の評価価格通知書により通知するものとする。

（認定を受けた重要文化財保存活用計画の軽微な変更）

第六条　法第五十三条の三第一項（法第百七十四条の二第一項において準用する場合を含む。）の文部科学省令で定める軽微な変更は、次に掲げる変更以外の変更とする。

一　重要文化財の所有者又は所在の場所の変更（所在の場所の変更については、法第三十四条本文（法第百七十二条第五項において準用する場合を含む。）の規定による届出を行わなければならないものに限る。）

二　計画期間の変更

三　重要文化財の現状変更等（法第四十三条第一項の許可を受けなければならないもの又は法第百六十八条第一項（第一号に係る部分に限る。）若しくは第二項の規定による同意を求めなければならないものに限る。）に関する変更

四　重要文化財の修理（法第四十三条の二第一項の規定による届出又は法第百六十七条第一項（第五号に係る部分に限る。）の規定による通知を行わなければならないものに限る。）に関する変更

五　重要文化財の公開を目的とする寄託契約に関する変更

六　前各号に掲げるもののほか、重要文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更